

第六十三回 参議院 商工委員会 會議録第十四号

昭和四十五年四月十六日(木曜日)

午後一時七分開始

委員の異動

四月十五日

辞任

土屋 義彦君
菅野 儀作君

補欠選任

大谷 謙之助君

出席者は左のとおり。

委員長

村上 春蔵君

理事

川上 為治君
近藤 英一郎君

委員

赤間 文三君

植木 光教君

鈴木 亨弘君

平泉 涉君

八木 一郎君

阿具 根 登君

大矢 正君

小柳 勇君

林 虎雄君

浅井 幸君

須藤 五郎君

国務大臣

官澤 喜一君

政府委員

大蔵省 国際金融局長

奥村 輝之君

通商産業政務次官

内田 芳郎君

通商産業大臣官房長

高橋 淑郎君

事務局側

常任委員会専門員

菊地 拓君

説明員

外務大臣官房審議官

人見 宏君

運輸省 鉄道監督局 車両工業課長

大丸 令門君

本日の会議に付した案件

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

四月十五日、菅野儀作君、土屋義彦君が委員を辞任され、その補欠として大谷謙之助君、鈴木亨弘君がそれぞれ選任されました。

○委員長(村上春蔵君) 輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 輸出保険法の一部改正について質問するわけでありますが、この保険の改正は非常に技術的な問題でありますから、最後のほうで重要な点だけ質問することにいたしました。その前提となります海外投資の実態、それからこれに対する政府の考え方、保険の基礎になります海外投資の問題について、まず質問をいたしたいと存じます。

まず通産省に質問いたしますが、海外投資の現状について御説明をお願いします。

まず、地域的な問題、産業的な問題、具体的に言えば、地域別あるいは産業別に海外投資の現状について御説明をお願いします。

○政府委員(後藤正記君) お答え申し上げます。

わが国の海外投資は、このところ数年来一貫して着実に増加傾向にございまして、一九六九年三月末までの許可累計額が十九億ドル余りに達しております。地域別にこれをみますと、金額では北米が最も多く、以下中南米、東南アジアの順となっております。さらにこれを、発展途上国向けの投資をみますと約十一億ドルで全体の六〇%というところに相なっております。業種別にこれをみますと、鉱業——マイニングの関係でございますが、鉱業、製造業がそれぞれ全体の三割程度でございまして、商業関係が一五%というところに相なっております。それからなお鉱業、製造業は発展途上国向けが多くて商業は先進国向けが多い、こういう状態が見受けられます。さらにまたこれを形態別に分けてみますと、証券取得が約一六%、こうなっております。全体を通観いたしますと、わが国の海外投資はまだやはり歴史が浅く、欧米先進諸国に比しては立ちおくれである、かように言うことができるかと存じます。

○小柳勇君 現状についていま概略説明がありましたが、過去十年といえますとちよつと古いから、五年ぐらい前ですね。過去五年ぐらいの時点と現状と比べて、海外投資の動きというものがどういうふうに変化したかというのを、

○政府委員(後藤正記君) 過去五年、若干最近の一番新しい資料がございせんが、おおむね三十九年度までを、つまり四十四年度の三月までを比較いたしますと、海外投資の実績は三十九年度におきまして一億二千万ドル、四十四年度が一億五千

七百万ドル、四十一年度が二億二千七百万ドル、四十二年度が二億三千二百百万ドル、四十三年度は著増いたしまして五億五千二百百万ドル、かような形に相なっております。

これを件数別に見ますと、やはり許可ベースでございまして、三十九年度が百三十七件、四十年で百五十四件、四十一年度で百九十二件、四十二年で二百二十件、四十三年度三百十五件、こういうことに相なっております。

○小柳勇君 その過去から現在に及ぶ海外投資の動きですね、産業別なり地域別の動き、たとえば現状については北米、それから中南米、東南アジアというように、北米が一番多いですね、約三割。大洋州に至りましては約三・六%ですから、十分の一ぐらいしかないんですが、過去から現状に及ぶ傾向の移り変わりでですね。そういうものについて特徴がございまして、

○政府委員(後藤正記君) 特に申し上げますと、先ほどお答えいたしましたように、商業関係というのが海外支店の設置その他で、主として先進国に多いのに対して、鉱業——マイニングの関係、それから製造業の関係は発展途上国に多いというのが概括のつかみ方でございまして、特にこのところ一、二年は、わが国経済の、やはり必要性と申しますか、から申しまして、資源確保関係、つまりマイニングその他をばじめいたしました。そういう海外投資が著増いたしておる、こういう状況かと存じます。

○小柳勇君 現状から将来の問題について少し質問しておきます。あと、大蔵省なり外務省に聞きますが、先般、新経済社会発展計画が出されました。まあこれは一つの夢でしょうが、これから将来六カ年間の見通しについては一応これが一つの指標となつて日本の経済が動くでしょうが、これからの六年なり十年先の海外投資の動きを、政府

はどういうように指導していこうとしておるか。大きな問題点があればその問題点、問題点がなければ、これから通産省としてどういうふうな指導、援助していこうとしておるか。

○政府委員(後藤正記君) まず第一の問題が資源の確保関係であると存じます。これにつきましても、御承知のとおり土地が非常に狭く、かつ資源の賦存状況に恵まれていない。こういう日本の現状、さらに経済の成長率、鉱工業生産というものはきわめて大きなテンポで伸びております関係上、資源、原料の確保という問題が、この新経済社会発展計画を達成する上にもたいへん大きな問題になっております。すでに現状におきまして、たとえば鉄鉱石あるいは原料用の強粘結炭あるいは非鉄金属、ボーキサイトあるいはまた木材資源、そういったものがきわめて大きな、中には一〇〇%まるまる海外からの原料に依存をしておるといふ状態でございますので、今後ともわが国経済の安定的な成長発展のためには、いかにして海外におけるこの資源というものを日本経済の中に含ませて、これを取り入れつつ運行してまいるかということが第一の問題となる。したがって海外投資もやはりその方向に沿うように進むことが望ましい。かように考えております。

第二点は製造業の問題であると思ひます。これは最近におきます日本国内の土地の狭さからくる工場立地の問題、あるいはまた狭いところに密集して出てくる産業公害の問題、さらにまた最近の趨勢でございます労働力のきわめて上昇しておるといふ状況から申しまして、土地広くさらに賃金がかがのそれに比較いたしまして相対的に低い豊富な労働力を利用するといふことで、やはり製造業関係というものが工業と並んでこういった海外投資の問題になつてくるかと存じます。ただその際、国内の産業政策との競合という問題も、部分的には起こつてまいりますので、この点はよくそれとの調整を考慮しつつ、緩急よろしきを得た海外投資というものはやはり必要である。かように考えておる次第でございます。

おもな特徴はその点かと存じます。

○小柳勇君 この海外投資で地域別の許可の実績を見ますと、発展途上国向けが五九・四%、これを生産事業だけに限つて見ますと、八〇%が発展途上国向けです。したがって現状はこうでありまして、先般の統一ブランドの法律をつくるときに、後藤局長の答弁なり大臣の答弁で、安からう悪からうという商品はいままではずっと各地にやつた。しかしこれではもう国際競争をやれないから、上級品をつくつてそして欧米先進諸国の上級品と競争して市場をうんとふやしていくのだという答弁がありました。そのために統一ブランドの法律をつくつた。この海外投資の現状を見ますと、いま申し上げましたように現状では発展途上国のほうが生産事業だけで見ますと約八割です。これをなおこれから六年なり十年続けますと、生産品の逆上陸の傾向になつていく見通しを持つてです。たとえば低開発国、発展途上国に日本の資本を投下されて、そこで安い労働力で製品をうんとつくりますと、今度は日本に逆上陸してくる。日本の資本で向こうでつくつて、日本の中小企業なり日本の産業を圧迫するような情勢がもう目に見えらるんですが、こういう面でもどういふふうな施策をとるか。これは通産省並びに大蔵省の国際金融局長にもお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(後藤正記君) 先ほどのお答えの中でも触れましたとおり、製造業関係の海外進出の問題は、部分的にはやはり国内の産業政策との競合の問題が起こつてまいります。ただいま小柳先生御引用になりましたように、最近若干その傾向は減つてまいりましたが、依然として日本品が、安からう悪からうという状態が部分的にまだ残つておると。したがって、このイメージを払拭する。イメージを払拭するだけでなしに実質的にやはりいいものを出す、いいものを出して、それにふさわしい価格というもので売れるということを確認したいというのが先般御審議を願ひました統一商標法の一番意図するところでございます。で、その考え方は、この海外投資の問題にもやはりつ

ながつてまいりますので、たとえば現状におきまして、わが国の国際収支並びに外貨保有高々々のいろいろ状況変化に伴ひまして、昨年以來たとえば企業海外進出の許可にあたりましたは、これは大蔵省、通産省、関係各省よく協議の上、二十万ドル以下の日銀限りの自動許可案件を除きまして、わが国市場への逆輸出によつて国内産業が重大な影響を受ける業種、これは主として労働集約的な軽工業品、繊維、雑貨等が多いわけでござい

ますが、これにまあ属します業種の海外投資に關しましては、案件ごとにはわが国への逆上陸を行なわないという企業の意図を確かめた上で進出をしてもらうということにいたしておる次第でございます。さらにまた、これは単に日本国内の産業との競合という問題のみにとどまらず、第三国市場におきましてそういった非常に低コストの労働力というものを利用いたします製品というものは、おのずから価格に反映いたしてまいりまして、非常に日本の製品とそこで競合いたしてまいり、かような事態が出てくるわけであります。しかし、まあこれは非常に地域も広がります。国内産業に対するほど一つ一つの案件について十分にその企業の意図を確かめた上で禁止的あるいは制限的にこれを誘導するといふところまで

は強引いたしてございせんが、これにつきましても十分今後考えていくべき問題であるかと存じます。ただ、根本問題といたしましては、日本における労働力が漸次総体的に減つてくる問題、それで賃金が上昇してくるという問題は、結局のところはそうした発展途上国あたりの、日本とは一サイクル、二サイクルおくれで進んでまいつた国々の軽工業というものとやはり競合してまいり。したがって、わが国の軽工業、特に繊維、雑貨等の中小企業の関係におきましては、全般的な中小企業施策の問題とからめて、その産業構造の高度化、近代化というものを推し進めるといふことで、漸次そういった方向に展開をいたしていくという中小企業対策というものが、別途基本的に講ぜられるべきである、かように考えております。

○小柳勇君 大蔵省の方針を一、二お聞きしますが、いま通産省の方針についてばく然と答弁されましたが、これはまあ前からの、統一ブランド制定のときからのいきさつでありまして、後藤局長言わんとするところは大体わかりますが、大蔵省に対しての問題は、二つ質問したいと思ひます。

一つは、さつき通産省から話がありましたように、これからの海外投資は、まず資源確保、たとえば鉄鉱石、原料炭などのこの資源確保の方向に投資しなければならぬであらうといふことですね。これが一つ。それからもう一つは、海外投資の現状は、地域別許可実績を見るといふと、発展途上国が大部分である。これを続けていきますと、製品の逆上陸は日本の中小企業を圧迫するやうになるが、これは非常に警戒しなければならぬ。したがって、この地域別許可をする場合に、こういうものも考慮しておかなければ日本の産業自体にたいへん脅威を受けるわけです。

この二つの面で、大蔵省、国際金融の一つの方向といふものは、どういふふうにおきめ願つておるか、きめてあるか、御答弁願ひたい。

○政府委員(奥村輝之君) まず第一の御指摘の点は、これからの海外投資の中で資源開発というものは、これに相当重点を置いていかなければならぬ、大蔵省どう考えるかといふことでございまして、まさしく私も仰せのとおりであると思ひます。いままでもそういう方針でありましたが、これから先はそういう点にきほどの考慮を払つていかなければならぬと思ひます。ただ、もう少し具体的に申しますと、この海外投資をいたします場合に問題になるのは、国際収支の問題と円の問題と両方あるわけでございまして。国際収支の問題は、いま社会経済発展計画の中に示されておるところのああいう計算方法というものの、一定の計算方法でございますけれども、そういうふうに伴ひていくといたしますと、かなり余裕は出てまいり。したがって御指摘のような目的に充てられる

面がかなり楽になつてくると思ひます。円のほうはどうかということになると、これはまあ財政資金、いろいろな形で財政資金をつければいけないのでございすが、また同時に、民間の資金もそのほうに向けられないと、全体としてのそらばんが困つてしまふでございというふうな場合もある。これからも宿題がないわけではございせん。いろいろな努力をしなければならぬ点があるかと思ひますが、結論的には仰せのようなところにその重点はなればならぬと思ひのであります。

その次に御指摘がありましたのは、発展途上国への投資というものがふえていくと、あるいはふえていくこの現状を見ると、これは日本と競合するやうなやうな投資があるれば、輕工業部門その他にやうな投資があつて、これはまあ少く問題ではないかというふうな私同様のところではあります。もしやうなやうな投資が正しければ、これはまあさういふやうな通産省から御答弁がありましたやうに、私も日本の中小企業の問題などはよく頭に置いてからななければならぬ。一つ大きな問題を持つておると思ひます。ところが、片や発展途上国のほうでいたして、いろいろな面で國産化を進めて、これから經濟を發展さしていかなければならぬという面があるわけではあります。そこで、その過程においては日本の特定の部門とそれから發展途上国でいま伸びかかつている部門との間の競合問題が起つてくる。かりに日本がその地域に投資をいたさないといふにしても、よその國が出てくるという場合もまた考えられるわけではあります。なかなかこの間の調整というものは微妙なものがあると思ひます。そこで、まあこの問題はなかなか簡単に割り切るわけにはまいりません。個々別々、ケース・バイ・ケースで日本に与える影響その他を勘案して問題を処理していく。しかし大きな傾向としては、先ほど通産省の貿易振興局長から答へましたやうな一つのやうとして流れる經濟の方向というものはございすから、そ

いうものを頭に置きながら対処をしてまいら。しかし摩擦を起し、これによつていろいろな問題を急激に生ずるということになると、これは困つたことではあります。そこらのかね合ひというものを考へて進んでいかなければいけないというふうな私どもも考へております。

○小柳勇君 非常に大臣答弁以上の政治的な答弁で、つかみどころがないのだけれども、まず第一のこの問題の鉄鉱、石炭などの資源確保という問題で、國際收支の問題を言われた。これはまあ大蔵省として当然だと思ひますけれども、具体的に質問しますと、昨年の暮れにこの豪州辺を視察しましたときに、出先機關の諸君が慨嘆しておるのには、あそここの鉄鉱、石炭の大部分を日本が輸入しておるけれども、日本の投資額が少なうために向かうの言ひ値をそのまゝ日本が言ひ値で買わなければならぬ。もう少し日本が投資して力を入れれば、あの豪州の經濟はもう少し少く支配——とまでいきませんけれども、日本が大きな発言力を持つんだと、もう、じだんだん踏んでいくわけではあります。國際收支などに重点を置きますと、往復のものを考へますと簡単にいきませんね。そういうことで、豪州あるいはニュージランドなど大洋州全般の投資が非常に少ないですけれども、大蔵省としては、いま私が具体的に言ひました問題を中心にして、大洋州などに対する投資は、将来、どう考へますか。

○政府委員(奥村輝之君) 具体的な御質問がございしましたので具体的に答へたいと思ひますが、私どもは、その方面へのやうな資源開發のための投資というものは、前向きな姿勢で臨みたいと思ひます。現に、この資源開發につきましては、四十五年度の輸出銀行の予算を見まして、資源開發に直接関係する投資、こういうものも、それから輸入のための資金、こういう項目があるわけではあります。これは大幅に増加いたしております。四十四年度は二百四十億円でございすが、四十五年度は三百九十億円でいうやう

にふえておる。それから基金の予算につきましては、四十四年度の七十億円から四十五年度は百億円というやうに、まあ、これは必ずしも全部オーストラリアに向けられるとは限らないわけではありますけれども、具体的に、こういうことで考へております。また、石油の資源開發の問題もございすので、これは産産會計から十分大幅な増額をやるといふことで、四十四年度は九十五億円でございすが、四十五年度は百三十五億円でございす。これはまあ金属礦物採掘促進事業団、これは事業がだんだん活発化しておりますから、これは金額を申ししますと非常にこまかくなりますので省略いたしますけれども、相当の増額をやつておる。円のほうからはやうなことをやつております。それから外貨資金のほうは、昨今の國際收支は、ごらんのやうにゆるゆるでございます。こういうときに、一体、何に外貨を向けようかというのが日本の百年の計画のためにいかんということになりますと、いま御指摘のやうなオーストラリアとかニュージランドとかの地域を、私も特に特定いたしまして——特定の会社のことを申し上げるのは、いろいろとまた差しさわりのあるやうと思ひますけれども——全体としてやうなところの投資のために日本の外貨が向けられるやうなことは、これは時宜を得たものであると、やういふときにやうなことをやつておくのが適當であるというやうに考へております。

○小柳勇君 私質問する問題の一部、石油開發公団など、答弁がありましたから、その問題は省略しますが、石炭はまあ豪州石炭を買ふやうになつていますが、あれの開發のときの事情を聞いてみますと、日本の、たとえば日鉄などが行きますと、二、三人の者が行つて数年かかつてボーリングをやつたけれども、鉦脈が発見できなかった。ところが、日本が引き揚げたあと、アメリカが資本をうんと投下いたしましたので、そして大々的なボーリングをやつて、いまの原料炭の鉦脈を発見してある。しかも、あれはほとんど露天掘りみたいな形で、安い費用で出して、そしてその九割を

日本が買つておるわけですね。私もその姿を見てまいりましたが、もう少しその開發のときに日本の政府が力を入れて、そして投資を見てくれたらいいです。もう日本人全部がじだんだん踏んでいくわけですよ。こういうものが石油開發公団にもあるかもしれぬ。近い将来、そういうものが出るかもしれぬ。だから、そういうものは、もう目の前の國際收支、赤字、黒字で考へますと、なかなか大蔵省としては出せないかもしれせんけれども、それがもう二、三年してすぐ実績があらわれてまいらるんですね。そういうことでありますから、まあ通産省も資源確保の問題では相当前向きに、海外投資の問題を考へておるやうであります。いよいよこの許認可の問題は大蔵省でありますから、通産省が懸命になつておるのであります。私も、私どもも海外に出てまいりまして、やうな苦い経験なり、出先機關の諸君の苦しい実験を聞きまして、歯がゆいわけだ。だから、これはまあ大臣に聞かなくやなやなせんが、ほんとうに実権を握つておる局長が見えておるから、局長がよくひとつやうなことをわきまえて、今後の海外投資の問題のチェックをしてもらいたいと思ひます。

第二点のほうの中小企業の問題ですね。中小企業の逆上陸の問題はもう始まつておる。先般も中小企業の、これは会社代表じゃありませんが、労働組合の代表の諸君が参りまして、開發途上国に対する日本の海外投資がいま盛んにあるために、労働賃金がうんと安いのを、無理しながら生産を上げていく。それで、日本に品物が入つてまい。たとえば香港などでは、ホンコンフラワーを例にとりまして、かつて日本のものであつたものが、逆に今度は向こうさんの品物になつて、日本に逆上陸してまいつておる。こういうものは、通産省もこれは指導をやらなくやならぬが、大蔵省のほうでもチェックする場合に、海外投資の問題として考へておかなければならぬのではないかと考へておる。その問題についてもう少し大蔵省の考へを、深いところを聞いておきたいと思ひん

ですが。

○政府委員(奥村輝之君) この問題は、先ほど後藤局長が答えたような考え方を私も持つてゐるんです。それで、何ぶん産業の問題でもございまして、通産省の所管業務、あるいは農林省の所管業務、それぞれ所管の官庁がございまして、私も大蔵省だけの立場で事務を処理するといふのは不適当だと思つて、よく所管官庁の御意見を伺ひまして、遺漏のないように処理していくといふのが私どもの日常としておる具體的なやり方でございます。

先ほど話がございましたように、許可をいたします場合でも、いろんな問題があつて、日本の経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるといふふうな判断がある場合、こういうときは、私のほうこそ所管官庁に協議をいたしまして、その上で個別審査をするといふようなこともしてゐるわけでございまして。あとは通産省のほうでこの問題をどう考えられるかといふことでございまして、たゞ、一言つけ加へさせていただきますと、大きな方向としては、私も発展途上国が、やはりそれぞれ自分の産業を持つて、そうして伸びていくといふ問題がございまして。国産化の問題がございまして。したがつて、日本がやらなくても、よその国が出てくる場合もございまして、問題は非常にその場合場合によつてめんどろな場合があると思ふんです。これは私も場合によつて、どうしようかと思つて頭をかしげて、いろいろと考える場合もございまして、そういう問題は、もちろん通産省のほうでも、全体の世界の動き方といふものと国内で当面してゐるいろいろな問題との調和を、おそろく考へておられるだろう、私もそう思ひながら通産省と御相談を申し上げてゐるわけでございます。

○小柳勇君 あと経済協力の問題、通産大臣参りましてから質問しますけれども、十四日に出された経済審議会の経済協力研究委員会の答申を見てみましても、発展途上国の製品は「品質、価格等において国際競争力が乏しかったり、供給の

安定性が欠けていたり、輸出余力が不足してゐる。したがつて、今後、開発輸入の促進に力を入れること、こう書いてあるわけですね。全然逆の、私も商工委員会での前から論議してゐるのと全然逆のことが答申されてゐるわけですね。こういうものが皆さんの、大蔵省でも通産省でも一つの参考資料になるんでしようが、答申が、全然逆のことが答申されてゐるものから、心配してゐる質問してゐるわけですね。中小企業庁からこの問題について、いま通産省の意見は聞きましたから、直接担当者として、その問題は、これは具體的な問題です、私ももしよつちやう陳情受けますから、中小企業の労働組合から陳情受けますものから、逆上陸の問題などについて、中小企業庁の考えを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(外山弘君) 小柳先生が御指摘しておられます逆上陸の問題につきましては、これが、体質の弱い中小企業に対して影響を及ぼすことは考えられるケースがよくございまして。したがつて、それにつきましては、先ほど後藤局長からも言われましたように、所要の調整を行ないまして、遺憾なきを期するように、私も常にお願ひをしてゐるわけでございまして。ただ全般として国際化が進展していく中で、やはり輸入障壁を越えて市場開発をするとか、欧米の企業進出に対抗するとか、あるいは労働力を利用するとか、こういったような傾向が深まつていくという傾向自身は、大きな流れとしてあるわけでございまして。したがつて、基本的には私もそういったしましても早急にわが国の中小企業の体質を改善いたしまして競争力を強化し、これに対処していくことが、そういった方向でやるのが肝要であるといふ認識に立ちまして、中小企業自身がもちろん製品の高級化とかコストの節減といった点をはかるよう構造改善に積極的に取り組むということとを私も常に指導してゐるわけでございまして、政府としてもこれに対する支援の措置をいろいろの制度で、御承知のように近況法の改正とか特權法等によりまして現在やつてゐるわけでござ

います。ところが、こういった施策をますます強化することが大事であるといふふうに思つております。具體的なケースごとの問題につきましては一々私ちよつと覚えておりましたが、問題は業種別に起こつてくる関係から、私もその意向を体しまして各業種別の原局、つまり繊維雑貨局等が具體的にそういった点についての調整についていろいろやつてくれている。それらを私も相談しながら関係の貿易振興局のほうにお話し申し上げる、こういうふうなことで進んでおります。

○小柳勇君 国内的な中小企業の近代化なりあるいは構造改善の促進は当然やらなければならぬが、海外に日本の資本を投下しまして、それから製品が逆上陸して日本の中小企業を圧迫することとは、ただそれだけでは間に合ふわけですね。中小企業庁のいまおっしゃるようなことでは間に合ふぬもので、大蔵省なり通産省全体として海外投資の際に若干チェックしませんが追いつきませんから、そのことを心配してゐる質問してゐるわけですね。

それから次の問題は、大洋州に対する経済援助の問題は、海外投資の許可認可の話は聞きました。が、現在まで東南アジア中心に海外投資など経済協力というものが進められてまいりました。ところがこの答申にも書いてありますが、将来は「援助の形態受入国の開発の実態等に応じて、アジア以外の地域についても、今後におけるわが国との経済交流を考慮しつつ、効果的な援助を行なつていく必要がある」と、こう書いてあるが、たとへば、私はまだアフリカのほうを見てないからよくわからぬが、南米に参りまして、南米の諸君が非常にこぼすのは、日本は東南アジアばかり経済援助して、ほとんどわれわれ南米のほうは見えてゐると、こういう苦情を聞くわけです。この皆さんの出された資料から見ますと、中南米の二〇・八%はもとまつて出ておりますけれども、現地の諸君はそう言わない。たとへばブラジルの場合は日本人が七十四万人も二世を含めてゐるのに、日本はブラジルから経済協力を頼んでもな

かなかない、東南アジアばかりに援助するといふ不満を国会でも聞いたし、代議士からも聞いたし、あるいは高官からはつきりそうは言ひませんが、民間の諸君から聞いてきてゐるのですが、中南米に対する通産省なり大蔵省の考えはどうですか。

○政府委員(後藤正記君) 仰せのとおり経済協力といふものは過去十何年にわたつて行なわれてきたわけでございまして、これ申すまでもなくその国の経済力と、特に国際収支の問題、あるいはまた外貨保有の問題等々と関係してまいります。したがつて、現在の方向といつたしまして、たとへば一面資源開発、資源確保という問題を考えてみれば、現在非常に広大な土地がありしかも埋蔵量が非常に大きい、こゝにわけていて、言うならばまだ十分に踏査されてゐない資源を多く埋蔵してゐる中南米地域、あるいはアフリカ地域、あるいはまた豪州その他の大洋州地域等々、いま、やはり日本の経済の拡大に伴ひまして、そちらまで手が伸びていくことが必要であり、今後は行かなければならぬといふふうに考えます。その方向については全く先生のおっしゃるとおりであると考えます。ただしかしながら、いままでのところでも存じませんが、これは大蔵省から答へられるところからは、これは無限にやはり富を持つてゐるわけでもございせんし、したがつて、おのずから経済協力といふものもやはり限界がございまして。したがつて、漸次まあ近きより遠きに及ぼすといふような趨勢といふものがおのずから結果としてあらわれてまいり、それが実績となつて出てきてゐるといふことはいふまでもなく存じます。しかしながら、現実に現在の日本経済の世界の中に占める地位といふもの、それから今後の発展の方向等々考えまして、先ほど来お答え申し上げておりますように、一つだけ資源確保という見地を考えましても、さらにまた日本の経済的地位の向上に伴ひまして世界全体並びにまた発展途上国が日本に寄せる期待等々、さらにまた遠いと

かなが深い、東南アジアばかりに援助するといふ不満を国会でも聞いたし、代議士からも聞いたし、あるいは高官からはつきりそうは言ひませんが、民間の諸君から聞いてきてゐるのですが、中南米に対する通産省なり大蔵省の考えはどうですか。

は申せ、先ほどブラジルの例をお引きになりまして、日本出身の人たちが非常に多いという、日本に縁故の深いところ、最近非常に交通の便と情報化の時代を迎えまして、地球もだんだんと総体的に手狭と申しますか、手近になってくるといふ関係もございまして、今後は漸次そちらのほうにも日本の経済協力というものはより進んでいくというふうにも私は考えておる次第であります。また事実民間から、そういった従来のもすればやはり速くて手が回らなかつた地域に対する自主的な進出の要望がございまして、これは政府といたしまして十分これを支援いたしてまいりたい。かように考える次第でございます。

○小柳勇君 大蔵省のほう。

○政府委員(奥村輝之君) 中南米のお話が出たのでございまして、私も数字を見ますと、中南米は機械製造業、それから製鉄業——ウジミナスでございまして、それから輸送関係、これは石川島播磨であると思うのですが、こういうものが相当出ております。それからその次に鉱業関係はチリの銅であると思ひますが、銅その他の鉱物資源の開発というのがございまして、相当のいままで投資が行なわれておると思つております。これから先の方針でございまして、私も地域的にどの地域はどうか、あの地域はあまたということではなくて、いまの資源開発あるいは国産化計画、これもやっぱり発展途上国の問題を考えますときに、その国の国産化計画というものはやはり日本として頭に置かなければいけませんので、そういう要請があつた場合に、これに対してできるだけ前向きな態度で対処していく。特に最近、先ほどから繰り返して申し上げておりますが、外貨収支の面から見て、これは少し金額を減らしておけとか、これは特にいかにふやしてやるという態度でなくて、ほかの要因からのチェックはあると思うのです。外貨収支の面から見てそういうふうなきめのこまかい制限をいまやる時期ではないので、私もとしては外貨面から

のチェックというものは少し——少しというのか、相当後退させて問題を処理していくというふうにか、考えておるわけでございまして。

○小柳勇君 きよりの論議してゐるこの輸出保険の問題とも関連がありますけれども、中南米などは軍事政権が多くて、一朝にして政権が変わるようなことがあるものだから、そういうものも外務省などでは勘案しながらこの海外投資をチェックしておるのではないかと聞いてきました。

がね。外務省から、ひとつ、そういうもので特別に海外投資などで、まあ保険の問題は別途論議しますけれども、チェックしてゐるのかどうか、聞いておきたい。

○説明員(人見宏君) 私、中南米を担当してありますので、当然まあできるだけのことをしたいという考えでございまして、いま御指摘のよう

に、中南米には非常に革命騒ぎも多いようです。それから軍事政権というのが半分以上現在でございまして、この軍事政権の性格と申しますのが、大体最近の傾向といたしましては反米ナショナリズムの傾向がございまして、皆さ御承知のようにアメリカの資産が接収されるというやうなこともだいたい出てきておるというので、私もどうしてもそういう点は当然考慮しなければならぬと思ひますが、そういう点の見通しがつかば、できるだけやうにしたいと、そういうふうにか、考えております。

○小柳勇君 いろいろ具体的問題がありまして、うから一がいには言えぬでしょうけれども、それはブラジルの鉄道ですね、複線電化の構想があるし、それから日本の新幹線と同じものを向こうで都市間の接続にという構想で、日本の政府にも再三再四話があるようです。私、参議院に行きましたときに副議長が、面会した時間の大部分をその話に費やしまして、機会あるごとにひとつ日本を話をしてくれないうことまで言われておるんですが、まあブラジルも軍事政権でだけれども、そうすぐ政変によつて財産没収などというものについては、私の観測では考えられなかつた

のであるが、そのような話を政府としていまだういうぐあいには受け取り、どんな話になつておるか、お聞きしたいと思ひます。

○説明員(人見宏君) このリオサンパウロ間の鉄道の問題は、四十二年の暮れに現在運輸大臣をしておられますアンドレーザ大佐という人がなぐられた大統領と一緒に来られて、新幹線を見て、ぜひリオサンパウロ間にこういうものをつくりたいということが話の発端でございまして、その年の暮れに向かうの千葉大使を通じて先方から調査団の派遣を要請してまいりました。それで、昨年、技術協力事業団を通じて調査団を派遣して、報告書を提出、そして現在までごく最近、三月でしたか、先方からわがほうの大使館の人を呼んで具体的に協議したという段階になつておりますけれども、現在の問題といたしましては、その事業団の調査団が提出した報告書、これは第一期、第二期、第三期に分けて、第一期を線路の保守改善、第二期を電化、それからトンネルをつくらうという信号機をつくる、そして第三期工事として複線化と、そういう報告を出しまして、先方も一応了承したわけだけれども、ごく最近になりまして先方が、複線化を第二期として、電化の前になつてくれということを言つてまいりました。それでちよつと技術的にこれは好ましくないという日本側の意見もございまして、その点の調整を要するという段階になつておりますが、それはさておきまして、先方はこの具体的計画をつくるために、さらに調査計画の作成の契約をしてくれということも言つてまいりました。この経費が約二百万ドルですが、そのうちの六十万ドル先方持ち、あとの残りは日本側で持つてくれ、延べ払いで持つてくれというやうなことを言つております。これに対する正式な申請がまだ出ておるわけでございまして、通産省などもまだ具体的に協議してはおりませんけれども、おつしやるとおりブラジルがそういう国営化だとかいう心配は当面ございせんし、経済情勢も非常に改善されておりますので、私もとし

ては前向きでやつていきたい、そういうふうにか、考えております。

○小柳勇君 運輸省からいまの問題について進捗状態なり、考え方を聞きましておきたいと思ひます。

○説明員(犬丸令門君) ただいまの問題につきましては、四十三年に調査団が出ますとき、海外技術協力事業団から海外技術協力協会に人選その他の依頼がございまして、中南米審議官から報告ありましたやうな報告書が出ておるわけでありまして、経済的な援助の問題はもちろんでございまして、これ以外に技術問題については相当いろいろな問題があると思ひます。まあこれらの点について積極的に協力を進めていく考えてございまして、経過につきましては、中南米審議官がおつしやつたとおりでございます。

○小柳勇君 まだ具体的になかなか進まないやうですが、ただ一口に言いますと、われわれは必死だけれども、日本の政府はどうも熱意がない、こういう印象が各界の人の意見でした。これは二世の代議士とも一晩いろいろ話したんですけれども、二世の代議士もこちらに来て政府に陳情しておるやうですが、そういうふうな話でしたし、それから参議院の副議長も、われわれはこんなに必死だけれども、どうも日本がブラジルに対して協力的でないというやうな口ぶりで、当面この鉄道のほしいうのだというやうな口ぶりで、したので、外務省はもつと詳しい情報が入つておると思ひますけれども、そういう口ぶりであつたということ、私がここで国会に伝えておきたいんですけれども、具体的な問題はいろいろまだほかにあります。ほかに話を聞いてききましたが、大きな問題はそれでしたから、具体的な問題としてこれが前進することを私希望しておきたいと思ひます。

そこで経済協力のこれからの方向ですけれども、これは大蔵省に聞いておきます。経済協力の方向として、いままで東南アジアを重点にやつてまいつた、特にさつきから問題にしておりますよ

るに、台湾なり韓国なり発展途上国の援助というものを中心に日本は考えてきたが、これからの経済協力というものを一体どういうところにウエートを置いてやってまいるか、この経済協力はまた海外投資の一つの大きな方向になりましょう。経済協力というものをどういう方向にウエートを置いていくのか、大蔵省の見解を聞いておきたいと思ふのです。

○政府委員(奥村輝之君) 東南アジアにいままで重点を置いてきたわけでございますが、これは経済協力というのは非常に広い意味を持つております。中には直接借款というような、外務省と相手国との間の交換公文、これで輸銀とか基金が貸し付けをするという場合もあります。それから投資をするという場合もあります。それから先ほどブラジルでおあげになつた問題は、おそらく延べ払い輸出の問題ではないかと思うのです。そういふような問題もあります。しかし発展途上国においてはいろいろな形をとつて日本から協力を受けている、これはすべて商業的な意味を若干持つておりましても、日本側としては財政資金も中に入っていることでありますから、そういう意味で経済協力と、こういうふうに考えられる場合が多いと、私どもも広義の経済協力はそういうものであるのではないかと思つているのでございますが、かつて経済協力については日本の方向は非常に総花的であるということがいわれたわけでありました。これは日本の能力とも関係がございます。一がいかにそういう議論がよかつたか悪かつたか、いま私どもは言うことはできないのでございますが、やはり私が先ほど申しましたような発展途上国に対する援助とかあるいは協力というやうな観点から見ると、日本の近隣国である東南アジアというものと、日本としては共存共栄をはかつていく、日本の経済がこれから伸びていきます場合に、やはり近隣の国が成長していく、伸びていかなければ、日本の経済の伸び方というものもおのずから制約を受ける面がある。しかし、別に近隣の国だけがそうである必要があるのではない

ので、いま世界は狭うございますから、全世界を見るという考え方もございますしやう。しかし、いまの日本の能力からしますと、東南アジアから問題をまず考えていこう。また東南アジアを中心にするとという考え方は、私どもいまのところは持たなければならぬんじゃないかと思つております。しかし、そうだからといって、先ほどのいひゆるな種類の経済協力についてお話があつたわけですが、あわせてヨーロッパの資本、アメリカの資本でなくて日本の資本を求めて、その資源を提供しよう、という考え方もございませう。いろいろなケースがございします。こゝは一がいひに論議はできません。できませんけれども、方向としてはやはり東南アジア重点主義というものを私どもは持たたいということを考へておるわけでございします。排他主義ではなくてそういうことを考へておるわけでございします。そういうことで、これからあらわされる経済協力の努力というのは、どちらに向けられるかといへば、いままでとつておりますそういう方向を漸次伸展させていくということとに尽きるんじゃないかと思ひます。

○小柳男君　非常に大きな問題ですから、また別の機会に論議したいと思ひますけれども、海外投資の問題で、もう一つは、いま日銀の自動承認なり大蔵省のチェックなりということで、その金額によつて許可をやつていますけれども、オープンにして、とにかく自由化することについて、投資の自由化することについては、大蔵省としては、どういふ見解を持っていますか。

○政府委員(奥村輝之著) 私ども一言で申し上げますと、いまの為替管理は、これは本来望ましくないものであると思つておるのでございます。いろいろないきさつがあり、いろんな為替収支上の問題があつてやつております。で、理想の姿は、こういう管理がないということが望ましい。指導はあつてもいいと思つてゐます。これは若干あつてもいいと思つてゐますが、為替管理というものはないほうがいい。ただ、去年の十月一日から自由化をいたしましたその方式は、二十万ドルまでは日本銀行

でやると、二十万ドルをこえる三十万ドルというところは、これは日本銀行が代理して承認をいたします。大蔵大臣の代理で承認いたしますが、問題あるものについてはこれを関係官庁に回すということになっております。やはり自由化が望ましいことではございますが、一挙に一千万ドルまでやるとか五千万ドルまで自由化するというためには、これはなかなか問題も多うございます。したがって、漸進的にやるという考え方で二十万ドルまで去年の十月一日踏み切ったわけでございます。今後一体どうするかということでございます。

が、私どもは、やはり方向としては為替管理の問題としては自由化を進めてまいりたい。そのときに配慮しなきゃならないいろんな問題はあるだろうと思います。そのことと自由化をしない、いつまでも自由化をしないということとは違うと思います。で、巷間よく聞くところでございますけれども、役所のほうに申請書を出すとか何カ月も何カ月も引つばられて、そして書類を場合によつては

回も三十回もやらされる——理由がある場合はいんでございます。しかし行政で、管理行政をやります場合には、こういうことはつきものでございます。いま先生いろいろ御指摘のあった中には、いいものもあるんですね。問題があるものもあるんです。しかし、こいつをやはり制限のもとに置いておきます場合には、そういうふうないろいろな問題が起こる。したがって、私どもは国民全体に対し、あるいは企業の手続を簡素化するという義務も、政府としては絶えずこれを再検討して簡素化の方向に進めてまいらなきゃならないと思つておるわけでございます。そういういろんなむずかしい問題を意識しながら、やはり自由化は進めてまいりたいというのが私どもの気持ちでございます。

○小柳勇君　それではこの三十万ドル以上大蔵省が許可するのですけれども、大蔵省の許可が必要ですが、許可の基準というのは一体何でしょうか。

○政府委員(奥村燾之君) このいま二十万ドル程の場合に許可をするわけですが、その案件が日本の経済に重大な悪影響を及ぼす、こういうふうに思われるときには、これは私どものほうは事業所管省と協議いたしまして、そして事業所管省の見解を求める、こういうことになっておるわけでございます。もう一步進めて申しますと、今後この残高、この許可の限度が上がつてまいりますときには、やはりそれ以上のものというものについては同じような扱いをしなければならぬの、じやないかと思っております。

○小柳勇君　非常にばく然としておりますがね。重要な問題だということで各省に意見を聞かれますしょうが、何か大蔵省としてももう少し中身の基準などというものがありませんか。さつきからのこれは話につながってまいります。さつき私は中小企業の逆上陸の話をいたしましたね。資源開発の問題をいたしましたね、もう少し何か具体的に話してもらいたいと思うのです。

○政府委員（奥村輝之丞） これはまあ非常に明確なこまかいたくさんの基準がございしますと、私どももやりやすいのでございます。しかし、客観情勢もしよつちゆう變つておりますし、いま申し上げましたようないささか抽象的で、そういうことではよくわからないという御指摘、これも私は理由のあるところであらうと思います。わが国の経済に重大な悪影響を及ぼすと私どもが判断したときには、通産省あるいは農林省その他の官庁に回すということになつておるわけでございますが、ただ、まあ先ほど逆上陸の問題、第三国市場での競争のお話があつたわけでございます。これは私どもお話を伺うまでもなく、そういう問題がいろいろと提起せられておることも知つてゐるわけでございます。しかし、これは非常に私どものほうから見まして扱いにくい問題である、しかし発展途上国がその産業を伸ばしていく段階におきましては、日本がちよいどいままですとてきたようなそういう過程をやつぱり経ると思うのです。私は産業の専門家でございませぬけれども、

繊維についても品質の少し劣るもの、日本は高品質の品質のものができる、品質の劣るもの、あるいは国によっては造花をつくることもございますし、あるいは飾物を得意とするところもございませう。これは日本の過去の歴史を顧みるとそういう時代があったわけでございます。ところが、市場を開いてくれるということがなければ日本は今日まで伸びなかったという面があると思うのです。したがって、確かに国内には中小企業の問題がございまして、ございまして、これから先日本の産業がどういう方向に伸びていくか、これが世界経済の中にあつて一番効率の高い伸び方はどこにあるかということも、やはりわれわれとして考えていかねばならぬと思ひます。で、この生産性の比較的低い発展途上国と競合するような、発展途上国ですら、もう安い賃金でかなりいいものができるようなものに相当力を入れていくが、いま日本のどこかの産業の部門が鋭意力をそれに集中している、こういうことがあると、やはり長い目で見て、日本の産業に対する指導というものは道を誤るものではないかという考え方があつてございまして、したがって私もここが非常に微妙な問題がございまして、日々日本の経済というものは伸展しているものでございまして、また中小企業の問題についてもいろいろな角度からこれは保護、助長あるいは育成、刺激といういろいろな方法で、いい方向での誘導という努力が行なわれているわけでございまして、そういうものの一環として投資問題を考えますと、にわかにはそれが中小企業問題に少しも関係があるからすべてこれはアウトにするというわけにはまいらないと思ひます。非常に微妙な、これはもう先刻御承知だと思ひます。御存じだろうと思ひますが、微妙な問題があまりにも多い、したがってこの許可の基準といつたしましては、先ほど申し上げたような非常に抽象的な書き方になる。考え方としてはこれは私どもは産業所管省とよく相談し、産業所管省としても、私どもの気持ちから申しますと、やはり私の申します前向きな気持ちで

処理をしていただかないと、こういうことはいつまでもうしろ向きでは問題は解決しない、こういう気持ちを持つていられるのでございまして。

○小柳勇君 なかなか政治的な発言で……通産省に質問しますが、チェックするほうはそれでいいが、投資したいのに投資できない日本の産業が、たまたま日本で労働力がない。いまも中小企業でも大企業でもそうだけれども、若手の労働力はなかなか入手できない。たいへんなことで、人手不足というものは。だから、たとえば安いところの労働力を求めて日本の企業が進出した、ところが資本がなかなか思ひ通りにならぬと。海外投資をしたが、海外投資して合併会社でもいいし、向こうのほうで企業を何とかやりた、といふときにできないような企業に対しては、通産省としてはどうしますか。いまのと逆ですね。三十万ドル以上はチェックするといふすけれども、それと逆の場合はどうしますか。

○政府委員(後藤正記君) 確かに最近の人手不足、それに賃金の高騰といった問題になつてまいりまして、したがって日本の企業としてどこで生産を行なうかということは、やはり企業にとって選択を迫られる問題でございまして、したがって、これが海外投資の問題と関連いたしまして、賃金の相対的に非常に低い、たとえて申しますならば、韓国あたりは平均して日本の約五分の一近い低賃金である。それから、それほどでもないが、台湾にいたしまして、シンガポールにいたしまして、香港にいたしまして、ずっと低賃金である。そういうところへ出ていくという問題でございまして、その際に、出ていくとくても出ていくまいという事態も確かに先生仰せのとおり出てくるかと思ひます。その場合は、むしろそれは許可するとかしないとかいうサイドの問題ではなくして、やはり資金的な問題あるいはまた現地における状況がうまく把握できないと非常に不安を感ずるというような種々の問題かと存じます。したがって、こういう点につきまして

は、片や一面におきまして産業政策的な見地から、日本への逆上陸あるいは第三国市場との関係も考慮いたさなざるを得ませんが、同時にまたその企業の自主性、企業における立地の選択の問題等もやはり尊重するようところでございまして、したがって全般的にどの業種は出ていってはいけなかつたか、出ていくことを差し控えよとかいふ、そういう規制もございませぬし、またそういう指導もございませぬけれども、むしろ問題は、自主的なその調査、あらかじめ企業立地的な、その現地における政治情勢、経済情勢あるいは市場調査等々の問題と同時に、また直接にはそれに対する資金援助という問題もからんでまいらと思ひます。この点につきましては、あるいは輸銀の融資あるいはまた経済協力のな色彩の濃厚なものにつきましては経済協力基金からの融資、出資と、そういう点も行なわれておりますし、なおそのほか、通産省といたしましては、あるいはJETROの機能を通じて、あるいは商工会議所等の委託費を通じて、現地の事情をできる限り知悉させるように企業のほうに連絡をいたしてまいりまして、当然、もちろん外務省とも十分に連絡をとりまして、その点に関する情報その他が入るようになり、企業のそういった自主性が尊重できるように立場に從来とも指導してまいつたところでございまして、今後ともそういう方向で進みたい、かように考えております。

○小柳勇君 時間がありませんから、海外投資の問題は以上にとどめて、外務省がありとうございしました。

時間がわずかですから、あと専門的な問題を質問しますが、輸出保険全般の問題で、輸出保険の責任残高は毎年急速にふくらんでおるのに対して、支払い準備はあまりふえておらぬ。したがって、支払い準備率は急速に低下しておる。一度大きな事故があれば支払いできなくなるおそれがあるが、これに一体どう対処するか伺いたい。

○政府委員(後藤正記君) 御承知のように現在の輸出保険特別会計は、過去二度の政府出資を加えて

まして現在におきまして六十億円、こういう金で運営をいたしてあるわけでございまして。そこで、保険の付保責任残高というものは毎年増大の一途をたどつておりました。これに対して昭和四十五年の三月末におきまして支払い準備金は約百九十億円ということになっております。したがって、比較的にはやはり支払い準備率というものは低下してあるというところは、先生仰せのとおりでございまして。今後、この海外投資というものが特に大型かつ著しく増大いたしますというところになつてまいりますと、一時的にはやはり相当多額の保険金支出を必要とする可能性も出てまいらるかと思ひます。したがって、この激動する国際経済情勢あるいは延べ払い案件、あるいは海外投資案件の大型化多様化に伴ひまして、保険本来の目的といふたしますところの弾力的かつ積極的な運営を行なひますために、資本金の増額による経営基盤の強化というものが必要かと存じます。したがって今後適当な機会に資本金の増額は行なつていきたい、かように考える次第でございまして。

○小柳勇君 それから海外投資保険の運営実績がきわめて悪い、したがって、今度のこの改正の大きなねらいにされていると思うが、海外投資元本保険については約五割の利用率、海外投資利益保険はほとんど利用されておらぬ。利用されなかつた理由は何ですか。

○政府委員(後藤正記君) 仰せのとおり海外投資元本保険は昭和三十一年に発足いたしました。海外投資利益保険は三十二年に発足いたしましたわけでございまして、この元本保険のほうは保険契約は四十三年度末までに件数といつたしまして三百五十二件、付保金額は累計二百億八千九百万円でございまして、四十三年度末までの海外投資許可総額の十九億七千二百万ドルに対して、わずか三・五割というところでございまして、それからさらに利益保険のほうは四十四年度末までの統計でわずかに五件しか付保されてない、こういう状況でございまして。かように従来の海外投資元本保険、海外投資利益保険、両方とも利用率が非常に低い

ございましたのは、主としてやはり欧米諸国に比べてまして付保対象あるいは担保危険の範囲等が狭いということ、あるいは補率が高い、てん補要件がきびしいという点で限定的であつたことがおもな理由であらうかと思ひますが、今般御審議を願つております改正によりまして、ほぼ欧米諸国並みの水準にまで上がつてまいるということ、今後はその利用が増加してまいる、かように考へておる次第でございます。

○小柳勇君 次は、年度の改正で四十五年度どの程度の利用率を見込んでおられるかということを開くんですけれども、てん補率が七五%から九〇%に変えられる、保険料率は現行の〇・四八%から〇・五五%に変えられる、このことによつて利用率というものがどの程度あると見込んでおりますか。

○政府委員(後藤正記者) 先ほどお答えいたしましたとおり、従来の海外投資関係の両方の保険に對します付保率というものは約五%前後でございました。

〔委員長退席、理事川上為治君着席〕

これをここで四十五年度におきます海外投資の見込み、これは非常に大まかな計算でございますが、約六億五千万ドル程度に達するものと試算をいたします。このうちに発展途上国向けが三分の二ぐらいを占める。そうしますと、大体過去の趨勢から見まして、あるいはまた諸外国との例をも勘案いたしますと、付保率は一五%以上には上昇するというので、四十五年度の付保金額は二百三十億円程度には達する、かように考へております。

○小柳勇君 次は海外投資保険の悪用される危険はないかという質問ですが、てん補率の引き上げに伴い保険事故の危険性が高くなつてから加入するといったふうには、海外投資保険が悪用されることはないかお尋ねいたします。

○政府委員(後藤正記者) お説のとおり、今般の改正によりまして今後大型の保険事故の発生という事態も十分に予想されますので、投資受け入

れ国の政治情勢あるいは経済状況等々に関する調査の充実に十分努力いたしますとともに、保険引き受けにあたりましては、投資契約締結前に保険の申し込みを行なうことにするということなどいたしまして、危険が高まつてから被保険者のほうでいわゆる保険で申します逆選択、自分たちの都合の悪いときだけに保険をかけるという状態を避けるために十分な方策を講じたい、かように考へております。

○小柳勇君 最後の問題ですが、引き受け限度額がございすね。昭和四十五年度予算総則で海外投資保険の引き受け限度額が五百億円と定められておりますが、五百億円をこえる保険の申し込みがあつた場合どのように処理しますか。過去において補正予算で限度額をふやしたことがありますか。こういう質問です。

○政府委員(後藤正記者) 先ほどお答えいたしましたように、四十五年度の海外投資保険は海外投資の見込み額から計算をいたしますと、二百三十億円程度になるものと見込んでおります。この算定根拠といたしましては、海外投資六億五千万ドルのうち、発展途上国向けが三分の二と、それから付保率が一五%程度に上昇するということを考慮いたしまして、さらにそれによります利益といひますか、果実が一割ということにいたしますと、円貨にいたしまして二百三十億円という数字が出てまいるわけでございすが、引き受け限度額を輸出保険特別会計の予算総則上計算いたしました五百億円はその二百三十億円の約倍額まで、倍額以上を見込んでおりますので、急速に不足を来すことはない、かように考へております。

しかしながら、万一不足を来す事態が生じました場合には、これはやはり補正予算等を御審議をお願いしなやならぬかと存じますが、まづいまのところではそういうことはなからうかと存じます。

なお、御質問の最後の点でございすが、過去におきまして四回ほどの補正予算をお願いいたしました事実がございす。

○小柳勇君 後藤局長に最後の質問ですけれども、この法案の改正につきましては経済団体や商工会議所などはどのような意見を持っておりますか。

〔理事川上為治君退席、委員長着席〕

○政府委員(後藤正記者) 政府関係の機関といたしましては、通産省に設置されております産業構造審議会、あるいはまた総理府の設置法にございする最高輸出会議でございす。それからまた、通産省の輸出保険審議会等から、それぞれ昭和四十四年中に輸出保険制度の拡充についての要望がございました。民間からは経団連、日本商工会議所からやはり昭和四十四年のいすれも九月に保険制度の強化拡充についての要望がございました。それから日本貿易会、日本機械輸出組合、日本鉱業協会等からそれぞれ昭和四十三年から四十四年にかけては同趣旨の要望がございました。要望はそれぞれ若干ずつ違ひがございすますが、おおむね今回の改正案につきましては、それらの要望を十分に取り入れて本案を作成した。かような経緯に相なつております。

○小柳勇君 通産大臣に質問いたしますが、朝から海外投資の問題で、これが、この輸出保険の基礎になつてゐるわけでありますので、海外投資の問題について質問いたします。

大蔵省なり外務省の意見も聞きましたし、通産省からも聞いてまいりましたが、大臣には二問質問したいと思ひますが、一つは海外投資はけつこうであります。ますます海外投資をして、日本の経済的な海外進出なり貿易の伸展をはからなければならぬが、この中小企業、日本の中小企業との関連で質問するのでありますけれども、海外に日本が投資をして、海外で生産された品物が安い値段で日本に逆上陸する危険性がある。現在も中小企業に働く労働組合などからそういう陳情があります。で、この前の統一ブランドをつくるよきの通産省の話では、安かろう悪かろうの日本の商品を一統商品にして、先進国と市場を競争しながら日本の貿易を前進せしめるといふ

話がありました。今度は、この海外投資の問題では、その逆に、ほとんど日本の資本が外に出ることによつて、日本に安い品物が逆上陸することも考えられるから、海外投資をする場合はそういう面でチェックしてもらわなければならぬのじゃないかと思ひが、特に大臣の見解を聞いておきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 長期的に基本問題を考えますと、わが国の経済の高度化、労働需給の逼迫、賃金の上昇ということからいたしまして、いわゆる労働集約的なものが、だんだんわが国において、生産性の高い生産をすることが困難になりつてございす。そして、いわゆる発展途上国において、そういう企業を営むほうが企業として有利であるということ、私は長期的に見れば、これはもう認めなければならぬ事実であります。積極的にそれにわれわれが即応してまいらなければならぬ事実だといふように考へております。そこで、そういう長期的な見通しを、これはもう不可避のものとして考えながら、われわれがそれにどう対応するかということでありまふけれども、まづわが国内におけるそういう労働集約的な産業の近代化、合理化、あるいはものによりましては、より労働を節約できるようなものへの転業といふことも、これも考えなければならぬ場合があると思ひます。それらについては、政府は従来から助成をし、構造改善などをやつてきたことは御承知のとおりであります。しかし、それが完全に終わつてから初めて海外投資というふうなわけにはまいりませんから、そういう仕事を進めながら、片方で海外投資といふものがある程度ずつ認めていく、両方が並行するということ、これは私も私は避けがたいと思ひのであります。そこで、問題は幾つかございまして、わが国の海外投資が行なわれて、その製品がわが国に上陸してまいります場合と、第三国においてわが国で生産されたものと競争いたします場合とあると思ひつてございす。で、現在二十万ドルをこえるものにつきましては、投資は一応政府の許可になつて

あるわけでありすが、聞きますと、従来、行政をいたしますときに、その製品がわが国に逆上陸をしないようにという事実上の行政指導をしておるといふふう聞いております。それからまた、非常の手段としては緊急関税というふうなことも、これは考えられるわけでございます。しかし、なかなか、それはいつまでというふうなことをやっていたらいいかというふうに思いますので、最近では、むしろ、わが国で、いわば攻められる立場になりそうなる人々が、積極的に自分のほうから海外に出て行く、自分のところの労働なり賃金上昇がきつうございますから、そういう動きも出ておりますわけで、ときとしてはグループになつて出て行くという動きすらございます。そこで、私どもとしては、わが国のそういう労働集約的な産業の高度化、近代化をはかつていくとともに、一方で、やむを得ない場合のそういう最小限度の措置は残しながら、むしろ、積極的にわれわれが外へ出て行くという、その程度に、少し長期的には考えていくべきではないか。一時的にはいろいろ策がございまして、それもよしなればならないと思ひますけれども、長期的にはただいまのように考えるわけでございます。

○小柳勇君 もう一問あります前に、まあことばじりをとらえるわけじゃありませんが、ちよつといまの大臣の発言で、今後の方針を聞きたいのですが、日本ではいまの労働力、なかなか中小企業などは労働力不足で、人手不足で仕事ができないから、労働の安いところにグループで出て行きたいという動きがあるといふおっしゃいました。私もそのとおりだと思ひますが、その場合に、資金の面などで——あるいは知恵を借りることがありますし、政府として、通産省として特別に援助するという方策がございしますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は、個々人という動きはもうかなりございしますが、グループでというのは、だんだんそういう動きがございしますが、まだ頭著にというほどでもございせん。で、そういう場合に、多くはわが国からの設備の輸出を伴

いますから、輸出入銀行の融資はできるということとでございすけれども、そういう動きに對して、まだ特に通産省として対策を考へるということとまではいいないに思ひます。

○小柳勇君 そのことをさつき局長に質問したわけですが、非常に政治的な発言がありましたが、具体的には聞かされたのですが、詰問もしませんで、大臣も来ていないので、いまのところ、まだ具体的な方策というものは、いまないわけですよ。で、率直に言ひまして、いま日本の中小企業の皆さんが一番困つてゐるのは、人手不足です。きのうも政務次官は私の部屋でその陳情を受けられたから聞いておられますが、ほんとに社長や副社長は、来年の新年を集めるために、もういまから動いてゐるという実態ですね。ひとつ、この際、労働力の多いところに、あるいは労働の安いところに進出したという企業もたくさんありましよう。大臣の頭の中にもそれがあつたから発言されたと思ひけれども、そういう方に対する海外投資の、何と言ひましようか、この海外投資にせよ進出するということになりましようか、そういう具体的な施策というものは必要ではないかと思ひますが、もう一度見解を聞いておきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、この人たちが、本来国内で協業をなさうといひましても比較的むづかしい場合がございすから、全部をあけてというよりは、むしろお互いに出し合つてという場合にないと思ひますが、そういう共同作業そのものがなかなかむづかしい、おまけにそれを異国において行なうということになるのでありますから、相当慎重にやらなければならぬが、私としては、そういう動きが実際本格的にあるようでありましたら、相手が大体中小の人たちでありますから、何かやはり特別なことを考へるべきなのではないか、現在これという有効なことはございせんけれども、私は考へるべきだといふふう問題意識としては思ひます。

○小柳勇君 次の問題は、経済協力の問題でございすけれども、十四日に経済審議会の経済協力研究委員会からの決議が出ておりました、その中で、経済協力を現在まで東南アジアを中心に進めてまいつたが、これからアジア以外の地域に對してもわが国との経済交流を行ないながら効果的な援助をする必要があるというこの決議が出されております。東南アジアを中心経済協力をやうてまいつたけれども、これからほかのほうにもということでありますが、経済協力の問題についていろいろ問題があります。まだこれは一つの問題ですけれども、地域的なものだけですけども、経済協力の問題につきましても通産大臣としては今後どういう方向に重点を置いて協力しようと思ひておられるのか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは非常に心配な問題であるといふことを私は基本に考へておるわけでありす。異民族と一緒に仕事をしたこともありませんし、金を持ったこともなかつたわれわれ民族であります。その初めての二つの要素を合せて最初の経験をするわけでございますから、どうやって相手の国情に溶け込むかということが一番の私は問題であると思ひます。したがつて、なるべく日本といふ名前がざらざらしないような形であることが本来一番私は中心となるべき考へ方ではないか。ただいまのところは二国間もこれも非常に必要でございすけれども、やはり多角的に、いわゆるマルチテラルな形での経済協力でありまうとか、アジア開銀といったような国際機関を通じての経済協力でありまうとか、そういうことが私は非常に大切なのではないかと思ひます。次に、しかし二国間の協力関係もどうしても残りますから、そういうときには向こうに行つて金をかせいだら帰つてくるんだというふうな、そういう印象を先方に与えないようなやり方、またできるだけ向こうの人と一緒にやつて、先方の気持ちに合うような協力のしかた、そういうことを心がまえに持たなければならせんし、実は経済協力という、これから二十一世紀にかけての大きな仕事を考へますと、国民の小さいとき

からの教育、日本の国民のそういうことに対する心がまえの教育といふことからほんとうは始めなければならぬのではないか、そういうふうな基本的な考へ方を持つております。

○小柳勇君 終わります。

○浅井亨君 時間もだいぶ迫りまして与えられた時間は十分程度でございすので、なおかつ大蔵省の方のほかの行事もあるそうでございすので、まず第一番目にお伺ひしたいと思ひますが、私が聞いてゐるところによりますと、海外投資の自由化につきまして大蔵省と通産省との間に意見の相違があるといふように聞いておりますが、政府はこの自由化についてどのような考へを持つてゐるのか、通産省のほうから大蔵省のほうから、ひとつお答え願へれば非常にけっこうと思ひますし、また、その海外投資についての具体的な問題をひとつお聞かせ願ひたいと、こういうわけでありす。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは私が政府を代表してお答えすることがいいかと思ひます。つまり、これからのわが国の資本輸出でございすけれども、どの程度の資本の自由化をしたらいいかということ。政府としては、ただいま日本銀行限りで二十万ドル、政府限りで三十万ドル、ここまでは自由化された範囲でありすけれども、私は、この限度はもつと上げていくのがいい。先ほど小柳委員から御指摘のありましたような問題がございす。問題がございすけれども、それはそれなりにとにかくその場の手を打つていきながら、私は資本輸出の自由化の限度というものは時間とともに上げていくのがいいといふふう考へます。

○浅井亨君 大臣でなくとも、ほかの方でもと思つて質問をつくつてきたのでありますけれども、幸いにして大臣がおいでになりましたので、大臣に對して御質問を申し上げたいと思ひます。じや大蔵省のほうはいいです。

本年の九月十四日ですが、このときにDACの上級会議が東京において開催されるということ

第九部 商工委員会會議録第十四号 昭和四十五年四月十六日【参議院】

九

になつてゐると聞かれますが、当然参加各国からピアソン報告や国連の第二次国連開発の十年ということに對して強い要請がわが国にくると思ふのでありますが、政府はこれに對してどのような考へ方を持つておられるか、話していただきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) まあDAGの會議でございませうけれども、問題は二つありまして、一つは、わが国の經濟協力を國民總生産の百分一にするという問題でございませうけれども、從來わが国はUNCTAD等との場においても、國民所得の百分一ということについては、それを事實上の問題として目標にすることは同意をしてゐるわけでありませう。しかし、それを國民所得でなくて國民總生産の百分一にするということになりますと、これはまた二割方上になるわけにございませうから、これをきちつと何年までという約束としてコミットすることについて問題があるわけにございませう。

それはもう御承知のように毎年經濟協力の金額がわが国の場合飛躍的に伸びておりますけれども、諸外国に比へますと國民總生産の伸びが、これがはなはだ大きいものですから、割合というところになりますと、この割合がなかなか伸びにくい。しかしわれわれは、結局実績が他国よりは伸びていけばいいんではないかという感じを持つております。その辺の議論が一つございませう。

それから次の問題は、ピアソン報告の、おまけにその百分一の中で政府分をたとへば七割くらいにしろということになりますと、これはなかなかいまのわが国の經濟協力の態様では日にちを限つて約束するわけにはまいらないということを率直にこれは申さなければならぬかと思ふのであります。

○淺井亨君 私のほうも時間ありませんので、簡単にひとつ……大体八問ほどあります。大臣からお答え願ひたいと思ひますが、東南アジア諸国からのわが国に對するエコノミック・アニマルというやうな、かんばしくないやうな、そういうイメージを持つてゐるということでありませう。

けれども、その打開策はどのようにお考えになつておられるか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、先ほど小柳委員に申し上げましたとおりでありまして、できるだけ多國間を通じての、あるいは國際機關を通じての協力關係を持つ。もつと申しますと、結局現地に行く人たちの心がまえの問題であり、さらには若いゼネレーションの教育の問題であるという感じがするわけにございませう。

○淺井亨君 次に、今後日本の東南アジア經濟援助はどのようにあるべきと考へておられますか。特にこのベトナム戰爭終了後のアジアに對してどのように対処されていくか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 相手方である若い民族をほんとに伸ばしてやるといふやうな心がまえでなければいけないと思ひます。また資源開發につきましても、相手方の資源のこととございませうから、先方のよく納得するやうな形で協力することが必要と思ひます。

ベトナム戰爭以後、以後という時点は、はつきり指摘できるやうな戰爭の終結するかどうかかわりませんが、やはりあの戰爭が終りましたらベトナムの復興とかメコン川であるとか、そういう意味での大々的なことも、ならば多國間の復興が着手されなければならぬと思ひます。

○淺井亨君 そういふことをお聞きしまして、まあ先のわからぬことでもありませうけれども、ベトナム戰爭終結後のアジアの經濟援助は日米の相對的經濟力の比重が大きく変わつてまいります。その主役はやはり日本になる、こういう肩がわりがくると、こう思ふのでありますが、こういうことに對してしてもどのやうにお考えになつてゐるか。見通しがつかぬといへばそれまででありますけれども、このことについてお話し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 肩がわりという表現が適當でありますかどうか。私は本来アジアのことでありませうから、わが国がやるべき任務を三十年間ばかりいろいろな事情でできなくてアメリカがやつておつたというやうにむしろ考へるべきではないか。わが国が主役になると思ひますが、主役がきつつかないでやる方法はどうかということが問題でありまして、それが先ほど申し上げましたやうな点だと思ひます。

○淺井亨君 次に、日本と東南アジアの經濟成長力の格差については、人口の増加率の差が大きいために、いわゆる資本の蓄積がアジアではできないのではないかと、そのために生産増加が人口の増加に食われてしまふ傾向になる。この大きな原因は科學技術水準の格差にあると思ふのであります。そこで、今後この科學技術格差の増大がますます經濟格差をもたらしと思ふのであります。

○國務大臣(宮澤喜一君) 技術協力という形が一番摩擦を起さないで、しかも相手方の技術水準を上げていく一番いい方法だといふように思ひますので、これがまあ一番われわれが期待をかける方法であります。その方法としてこちらからチームを送るということも從來からいたしてあります。先方から研修生を受け入れるということもいたしてあります。そういう方向を拡大していくことになると思ひます。

○淺井亨君 日本は一九六四年以来貿易収支が黒字に転じております。黒字国としての責任を果たすべく、要求が非常に強いと思ひます。それで、それは資本の自由化、貿易の自由化、後進國の援助の増加であり、DAG勧告についても真剣に取り組まなくてはならない必要に迫られてゐると思ふのであります。このために經濟協力審議會の設置も行なわれたわけでありませうが、先ほど經濟協力研究委員會報告が発表になりましたが、その実行の可能性について、率直にどうだらうかといふことをお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは先ほど申し上げましたところと思ひますが、つまりGNPの百分一

ということに一つなかなか問題があるといふことと、それからその中で政府援助の部分を中心に七割なら七割ということになりますと、これは日限を切つてはなかなかやりにくい。方向としてはそういうことに反對があるわけではありませう。そのあるべきでありませうが、実情としては日にちを切つての約束はなかなかできにくいことと思ひます。

○淺井亨君 東南アジアの情勢からしても、日本が經濟力に相應した國際的責任を果たさなくてはならないと思ひます。日本の安全保障を確保するという政治的配慮から見ても、東南アジアに對する經濟援助を積極的に考へなくてはならない國際環境になつてくると思ふのですが、これはどのようにお考えになつておられますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 平和國家の憲法が示しております理念から考へまして、万一大きな世界戰爭が起るといふときには、おそらく南北間の格差から起るとありませうから、われわれはその格差を埋めることが平和憲法を実現するゆゑである、そういうふうに考へるべきだと思ひます。

○淺井亨君 東南アジア諸國に對する援助の姿勢を本質的に考へていく必要があると思ひます。その対策はどういふふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それも先ほどから申し上げておるところと考へますが、若い相手の民族のプライドを傷つけない、これを育つてもらふやうに、われわれが何をなし得るか何をしなければならぬかといふことを基本においていたすべきものと思ひます。

○淺井亨君 一九七〇年の日本は、わが国の經濟援助の曲がりかどに來てゐると思ひます。で、先進國、後進國双方の期待にこたへるための國家百年の大計を立てるべきだと思ひますが、その先行きを、ひとつお考え方をもう一べん詳しく説明していただきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) わが国のこれから七〇

年代あるいはそれ以後への経済成長を予測いたしますと、相当の援助をする余裕があると申しますより、むしろこれらの国々に対する経済援助が、わが国の経済成長そのものの中に組み込まれているというふうに考えるべきだと思ふのであります。それらの援助がなければ経済成長もむずかしいし、また、それらの援助をまつて初めて経済成長があるといいますが、両方は別の問題ではなくて、同じ問題の二つの部分だというぐらゐに考へておくべきだと思ふます。しかし、そこで百年の大計ということになりますと、おそらくそういふ東南アジアの諸国との援助関係の中で、いろいろな摩擦が生まれてくるであらうということをは心配しております。でありますから、実はわれわれの次に来るゼネレーションが、むしろ東南アジアというのはわれわれとほんとうの兄弟、向こうがよくなれば、こつちもよくなるんだという、そういうものの考え方を若いうちに身につけておきまさんと、ほんとうに百年の大計としての仕事は成功裏にはなしたいというふうに考えます。

はつきりわかるように出していただく以外にしようがないと思ふのです。

それは現在の投資国ですね、どういう国に投資してあるかというぐらゐはわかるでしよう。

○政府委員(奥村輝之君) 国別は非常にたくさん国がございまして、地域別に申し上げたいと思ふます。これは残高で申し上げますと、北米は五億六千九百万ドルでございまして、中南米は三億七千九百万ドルでございまして、アジアは三億三千九百万ドルでございまして、中近東は二億九千八百万ドルでございまして、ヨーロッパは二億一千七百万ドルでございまして、ヨロップは二億一千七百万ドル、アフリカは七千五百万ドル、大洋州一億九百万ドル、この数字は四十四年十二月末現在でございまして、残高でございまして。

○須藤五郎君 それだけ数字が出ておればどの国にだけだかということはおなれたはお持ちだろうと思ふのですが、持つていらつしやるでしやう。

○政府委員(奥村輝之君) あるいは御希望の国の明細がないかもしれませんが、一応のものはございまして。

○須藤五郎君 答えてください。

○政府委員(奥村輝之君) その関係の国を全部言えと、こつち御趣旨でございましてしやうか。

○須藤五郎君 時間が少ないから、あなたが一々小さいところまで答へれば時間取られるだけですから、おもな国をちよつとあげてください。

○政府委員(奥村輝之君) それでは金額、多少大きいのをよりまして申し上げたいと思ふますが、アメリカに対するものが四億八千万ドル、ブラジルに対するものが二億二千二百万ドル、インドネシアに対するものが八千九百万ドル、台湾に対するものが五千四百百万ドル、サウジアラビア、クエートに対するものが二億九千四百百万ドル、イギリスに対するものが一億七千万ドル、ザンビアに対するものが四千三百百万ドル、オーストラリアに対するものが七千四百百万ドルというふうな程度でございまして。

○須藤五郎君 なおあなたの持つていらつしやる詳しい資料をあつて資料として私にください、いいですね。

それでは、海外投資家は個人が多いんですか、それとも法人なり株式会社、そういうところが多いのか、もしも大きな個人があつたらその個人がどれだけ出しておるか、それから会社なんかでの投資金額がわかつていけば、どこの会社はどのくらい出しているというところを、大きいところでよろしい、あとで資料としていただきますから。

○政府委員(奥村輝之君) 個人で出しているものはほとんどないと思ふます。

それから会社別の果計は取つていないのでございまして、後ほど、これは会社別のものといふのは非常にむずかしいのでございまして、うまくでまますかどうか、ひとつ研究いたしまして、この資料と一緒に、できますかどうか研究いたしまして……。

○須藤五郎君 この輸出保険法第十四条の六で、この保険の対象となる海外投資は「国際収支の改善に著しく寄与すると認められる」ことを必要とする、こつちやつておられます。そこで何うわけですが、まず第一は、「国際収支の改善に著しく寄与する」ということは、一体どういふことを意味してあるのか。これは大臣がせつかつくいらつしやるのですから、大臣にお答え願えたら……。

○国務大臣(宮澤喜一君) まあこれはいまとなつてはあまり意味のある規定だとは思ひませんが、つまりわが国が国際収支がはなはだ苦しくございましてしたときに、とにかく資本投下すればそれだけ国際収支も一ときはちよつとよけいに苦しくなるわけでございます。そこで投資の効果が非常に顕著である、必ずしもへ戻つてきて、それがいわばプラスになるといふものにと、こつち意味であつたと思ひます。

○須藤五郎君 通産大臣ね、いまになつたらこれは意味ないとおつしやいます、国際収支の改善に著しく寄与するかどうか、これは将来にわたることなんです。将来にわたることを、一体何を基準にしてそういうふうな判断をなさるかという点を伺ひたいのです。どうなですか、大臣、こ

れは。

○政府委員(後藤正記君) この「著しく寄与する」といふのは、やはり短期的に考えた場合と長期的に考えた場合とで、当然分かれると存じます。で、大臣からお答えいたしましたように、短期的には国際収支にとかくそれはマイナスになる、しかし長期的に収益、果実等を生みますれば、これはプラスになると思ひます。したがつてそのときの状況から見まして、当時このような規定が置かれましたのは、やはり短期的な見地を主眼としたものと存じます。具体的に申し上げれば、その投資いたしました企業の収益性いかん、さらに具体的に申し上げますれば、それが一年ないし二年で果実を生んで、それが配当というこつちになつてはね返つてくるかどうかというような基準かと存じます。

○須藤五郎君 それでは、これまでこの保険をかけた企業はすべて国際収支の改善に著しく寄与しておつたかどうかという点。

○政府委員(後藤正記君) 許可基準としてそういうものが法律上明定されておりますので、中にはいろいろ現地の情勢あるいは不測の事態等生じまして、目算どおりまいらなかつたものもある例がございまして、全般的に見れば、国際収支の改善に法の目的に沿つて寄与してまいつたと承知いたしております。

○須藤五郎君 そこで言われている「国際収支の改善」すなわち言い直せば外貨の獲得をしたというこつちなんです。この行き先を見ても、ほとんどいづゆる後進国が多いわけなんです。後進国へ日本の資本が行つて、そうしてそこで利潤をあげて日本に帰つてくるというこつち、海外をやはり収奪するといふ性格がはつきりしてきていと思ふのです。その日本の資本が海外へ進出していつて、そうしてそこで利益をあげて、そのいづゆる後進国を収奪して日本に利益を持つて帰るといふ、こつちいう性格、いづゆるこつちいうものをこの保険でバックアップしていくといふのがはつきりこの法律の性格だと思ふのです。い

や、それはそうじゃないですか、そうなるじゃないですか。そこで、私は立場を変えてちよつと質問したいのですがね、最近アメリカから日本にどんな資本が入ってくる、これは立場を変えて考えてみたら、それは日本人の気持ちによくわかると思うのですが、いまアメリカの資本は日本にどれだけ入ってきておりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) いまの点、政府委員からお答えいたしますが、前段に言われましたことにちよつと私に別の考えがありますので申し上げさせていただきます。

たとえばわが国がアメリカからあるものを輸入しておつたといいたします。これはドルで決済をしなければならぬ。しかし海外投資をすることによって、貿易がわが国が出超になつております。他國から同様のものが得られるといいたしますれば、これは対米の貿易のバランスを今度は輸入先を転換するわけでございますから、改善することが出来ます。そういう意味で、この海外投資というものが、投資先を収奪するのではなくて、たとえば対米輸入をそれだけ削減するという意味でわが國の外貨収支に貢献をする、こういう場合が過去において往々ございました。したがつてこの読み方はどういふものかと言われましますときに、そういうことも事実あつたといふことをつけ加えておきたいと思ひます。

○須藤五郎君 大蔵省の方。

○政府委員(奥村輝之君) 日本の資本に対するアメリカの資本の参加の問題でございまして、二種類あると思ひます。一種類は直接投資の問題でございまして、一種類は間接投資の問題でございまして。直接投資の数字はいまちよつとこちらに持つておりませんので、間接投資から申し上げますが、これは昭和四十四年度におきまして約七億ドルの証券投資があつたわけでございまして、これは御存じのように、原則として二〇%以内、制限業種の場合は一五%以内ということで投資が行なわれているわけでございますが、國別の集計はまだ完全なものはできておりませんが、最近ア

メリカにおきまして、この対外証券投資の限度について制限を課しておりますので、その比重は年々落ちてきております。日本に対して、私ども記憶いたしますところでは、三割程度、あとはヨーロッパその他の國のように聞いております。いづれ数字は正確に調整できましたときにお手元にお届けするようにいたしたいと思ひます。

○須藤五郎君 これ、いろいろの問題が含まれてゐるから、時間をかけていろいろとやつていかめという、ものが明らかになつてこないと思ひますが、委員長から、もう一問でやめにしてほしいという紙が回つてまいりましたから、私はそういうふうにしたいと思ひますが、外国人の日本の株の取得というものが最近非常に多くなつてきておるので、その投資を通じて日本から利益をあげて本國へ持つていくといふことになるわけですが、これは一月の新聞ですが、最近のは私は持つておりませんが、千六百万ドル外人の投資が金額において減つたといふので、しかし株数においては同じだ、こういう記事が新聞に出ておりますが、といふことは、外人が日本に投資をして株を取得する、それによつて日本の株の価格が上がる。そうすると、上がったところでその株を売り払ひ、そうしてその差額は持つて帰る。そうして今度下がつたところで、その金でもつてまた株券を買つていく、そうすると株の数は同じだけれども、もう千六百万ドルの金を浮かして持つて帰つておるといふ、一例をあげればそういうことがあるわけでありませう。これがもしもどんどん大きくなつてきましたら、アメリカの資本によつて日本の株式界がいろいろ操作されるという結果も起こりかねない、こういうふうに私は思ひますが、大臣こういうことはどういふふうにか考へていつたらいひんですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) ここ数年の、外國ことにアメリカの対日証券投資を見ておりますと、先ほど大蔵省の政府委員が申し上げましたのは、昨年中におけるネットの金額でございまして、七億ド

ルと申しましたのは、で、毎年その金額がふえてきて今日までまいりました。といふことは、實際はわが國に入つた証券投資が利食ひをすることはございます。利食ひをすることはしばしばございませうけれども、もうかつたところで全部引き揚げてしまふといふことではなくて、ここ数年ずつとネットの額でふえてきておるといふことを意味しております。といふことは、いかげんもうけたら引いてしまふといふことではないといふことを、今日までのところ少なくとも事實が示しておるわけですが、それに対して私どものほうの政府の方針は、第一に投資をし得る限度というものをきめておるわけでございまして。それは公益事業あるいは銀行といふような、いわゆる基幹産業とそうでないものとをまず區別をして、そうでないものについて、一人について七%、一つの会社について二〇%といふこととしておまして、そうしてその会社で経営について絶対の自信がある、したがつて、二〇%という限度に固執をしてもらふ必要はないといふ会社については、希望に従つて隨時その限度を上げることもある。こういうこととございまして、われわれの企業、日本の企業が外國資本に制圧をされるというふうな形は、そういうことはこういう制度から起こつていない、また起こることもないといふふうに考へております。

○委員長(村上春藏君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(村上春藏君) 速記を始めて。
他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(村上春藏君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますから、討論はないものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(村上春藏君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。輸出保険法の一部を改正する法律案の問題に供します。本家に賛成の方挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(村上春藏君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(村上春藏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(村上春藏君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(村上春藏君) 速記を始めて。
本日はこれにて散會いたします。
午後三時十九分散會